

社団法人日本衛生検査所協会 災害救援援護規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）会員等が、災害を被った場合に、当該の災害による被災について、その救援援護の方法等を定め、被災した本協会会員等の施設の早急な復旧を促し、当該施設の円滑な運営に期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程にいう「会員等」とは、原則として本協会正会員及び本協会施設とするが、本協会会長は必要に応じて本協会賛助会員及び本協会の関係する各種団体等をこれに含めるよう指定することができる。

(災害の種類)

第3条 この規程にいう「災害」とは、地震、津波、台風、洪水等の自然災害で、国が激甚災害と指定したもののほか、本協会会長が第1条の目的に照らして指定したものをいう。

(被災の認定)

第4条 災害の発生に伴う被災の認定は、国または地方公共団体等の取扱いに準ずる。
2 前項の規程にかかわらず、本協会会長が認定したものは被災とすることができる。

(被害の程度)

第5条 前条に定める被災の認定を受けたものの被害の程度は、別紙の被害調査票により判断する。

(災害対策本部)

第6条 本協会は、被災した会員等に対する救援援護等のための災害対策本部を設置する。
2 災害対策本部は、本協会本部に設置する。ただし、本協会本部が被災等により災害対策本部としての機能等を果たすことができないときは、近畿支部に災害対策本部を設置する。
3 前項の本協会本部及び近畿支部が被災等により災害対策本部としての機能等を果たすことができないときは、これに替わる本協会支部を本協会会長が指定する。
4 災害対策本部長は、本協会会長がこれにあたる。本協会会長に事故があるときは定款14条第2項の規定に基づき、本協会副会長がこれにあたる。

(災害対策委員会)

第7条 災害対策本部に災害対策委員会を置き、災害について迅速かつ適切な一切の救援援護活動等を行う。
2 災害対策委員会は、災害対策本部長が任命する災害対策委員をもって組織し、災害対策本部長の指名により委員長1名、副委員長1名及び書記1名を置く。

- 3 災害対策本部長が、災害発生後、迅速に災害対策委員会委員を任命することができない状況下であり、且つ、本協会本部の機能等が十分に確保されている場合は、専務理事が委員長に就き、委員会を組織する。
- 4 災害対策委員会を設置する本協会本部が被災等に伴いその機能等を果たすことができないときは、近畿支部に災害対策委員会を設置し、近畿支部長が委員長に就き、委員会を組織する。
- 5 前項の本協会本部及び近畿支部が被災等に伴いその機能等を果たすことができないときは、これに替わる本協会支部を災害対策本部長が指定し、その支部長が委員長に就き、委員会を組織する。
- 6 委員長は、救援援護活動を統括する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、書記は本災害の記録を行う。

(災害対策委員会の機能終結)

第8条 災害対策委員会の機能は、災害の救援援護活動等の終結まで行うものとする。

- 2 本部長は、災害の終結を決定したのち、災害対策委員会を解散することができる。

(災害調査部会)

第9条 災害の連絡・調査・報告を適切に行わせるため、災害調査部会を災害対策委員長の指示により適切な支部に置く。

- 2 災害調査部会は、災害調査部会員3名以上をもって構成し、部会長1名を置く。
- 3 前項の部会長には、災害調査部会が置かれた支部の支部長が、これにあたる。
- 4 災害調査部会は、災害の発生後速やかに、その被害の状況等を調査し、災害対策委員長に連絡するとともに別紙の被害調査票により報告を行う。
- 5 災害対策委員長は、その目的を達したものと判断したときは、災害調査部会を解散することができる。

(救援措置)

第10条 本協会の災害対策委員会は、災害の被災の認定を受けたものの要請に対して救援措置を講ずることができる。

- 2 救援措置の実施内容は、災害対策委員会が決定する。

(援護措置)

第11条 本協会の災害対策委員会は、災害の被害の程度の認定を受けたものに対し、援護措置を講ずることができる。

- 2 災害対策委員会は、第5条に定める被害の程度の認定に基づき義援金および援護金を贈ることができる。

(適正業務遂行の配慮)

第12条 本協会の災害対策委員会は、第4条に定める被災の認定を受けた会員等に十分な配慮をし、不適正な業務等を遂行する者に対し、制裁措置又は協定の締結等を発令することができる。

(制裁措置)

第13条 本協会の災害対策委員会は、前条に示す発令に対し違反行為のあったものには、厳しく制裁措置等を講ずることができる。

2 制裁措置等は、本協会のもつ制裁に関する運営細則及び前条第1項により締結された協定に則り行うものとする。

(終結処理)

第14条 災害対策本部長は、災害に対する救援援護が終結をみたとき、本協会理事会に対して報告を行い、災害にかかわる救援援護活動等の終結とし、災害対策本部を解散することができる。

2 前項の報告は、災害に対する被害状況及び救援援護等の活動状況について行うものとする。

3 災害及び救護援護等に関する記録、資料は、これを保存する。

(委 任)

第15条 この規程の施行に関し、必要な事項は本協会の理事会の議を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成7年8月1日より施行する。

この改定は、平成23年9月22日より実施する。

被害調査票 (災害救援援護規程H23.9)

申請日: 年 月 日

支部名:
会社名:
責任者名:

1. 施設・建物の被害状況

検査所・営業所名	被害程度	被害の具体的内容	推定損害額(万円)	評価
	全壊・半壊・一部損壊			

2. 機器類の被害状況(検査機器・システム関連機器)

機器名	設置施設名	被害の具体的内容	推定損害額(万円)	評価

支部災害調査部会の認定

支部長	副支部長	副支部長	副支部長	

※コメント

災害対策本部・委員会の評価・承認

本部長	委員長	副委員長	書記	

※評価

災害救援救護規程に基づき、1(第1級)、2(第2級)、3(第3級)の評価を行う。

※コメント
